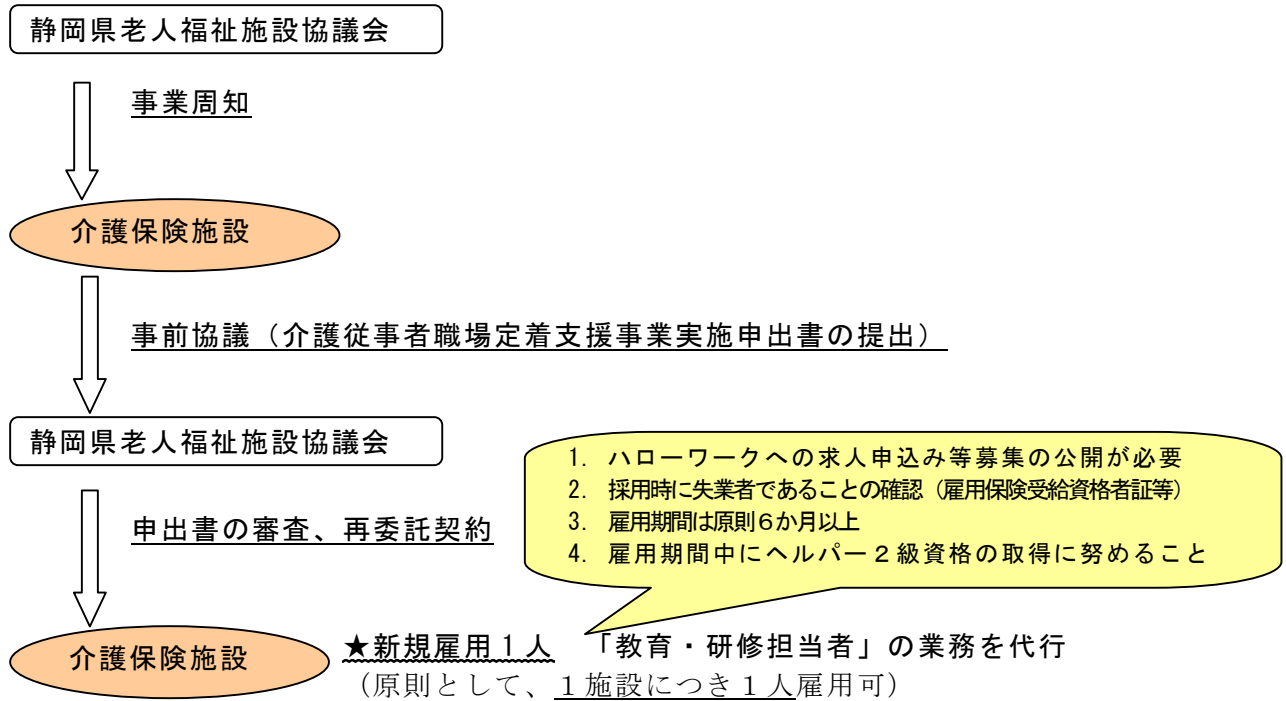


介護従事者職場定着支援事業（事業概要）



介護保険施設が行う事業（次の1から3の事業を実施する。）

1 教育・研修担当者の選任及び業務代替職員の雇用

- ① 原則として勤続5年以上の職員（開設後5年未満の施設の場合はこの限りではない。）で、介護福祉士の資格を有するなど新規採用職員等経験の浅い職員を指導できる能力があると認められる職員を「教育・研修担当者」として選任する。
- ② 「教育・研修担当者」の業務を代替するため、失業者を新規雇用する。

2 勤続3年目までの介護従事者に対する研修体制の構築及び実践

施設に就職後概ね3年未満の介護従事者に対する職場内研修の体制を、次に記載する「研修体制例」を参考に構築し、実施する。

【研修体制例 1年目職員対象】

◎めざす姿	職業人としての基本的態度と基礎的介護技術の修得
研修名	内容
新規採用者研修	社会人としての基本的な生活態度、施設の理念、運営方針の理解、コンプライアンス、身体拘束禁止
コミュニケーション	入所者や他職員とのコミュニケーションのとり方
基礎的な介護技術	食事、排泄、入浴、日常生活支援等の基礎的な介護技術の修得
基礎的な医療知識	バイタルサイン、感染症の基礎、AED使用方法等
◎めざす姿のチェック	チェックリストによるチェック（3か月ごと）

【研修体制例 2年～3年目職員対象】

◎めざす姿	・信頼関係を築くことができる対人関係の理解と実現
研修名	内 容
ユニットケア研修	ユニットケアの理念と運営
実践課題研修	自らの課題設定と実践、ふり返り
終末期（看取り）ケア	終末期における生活支援、精神的支援
認知症ケア	病態の理解と生活支援、バリデーション
コミュニケーション	共感的理解の習得等のスキルアップ
排泄ケア	排泄メカニズム、下剤の理解
◎めざす姿のチェック	チェックリストによるチェック（3か月ごと）

3 職場内の総合的支援体制の構築及び「教育・研修担当者」のスキルアップ

- ① 新人・若手職員相互の意見交換会の実施
- ② 施設長、「教育・研修担当者」、新人・若手職員との定期的な面接（年2回以上）
- ③ 教育・研修担当者の外部研修等の受講（委託期間中に少なくとも1回、次に掲げ
るような研修を受講させる。）
 - ・ 認知症介護実践研修（実践者研修）
 - ・ 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）
 - ・ ユニットリーダー研修
 - ・ 身体拘束廃止推進員養成研修 等

介護保険施設



○委託業務の実績報告（委託業務終了後）

静岡県老人福祉施設協議会

《お問い合わせ先》

静岡県老人福祉施設協議会事務局

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-653-2311 FAX054-653-2312

【ホームページ】 <http://www.shizu-roshikyo.jp/>